

こまき応援寄附金お礼の品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度の活用により、小牧市への寄附促進や地元特産品の PR、観光振興及び市内産業の活性化を図るため、寄附者に対してお贈りする商品やサービス(以下「お礼の品」)を提供いただける事業者を募集します。

2 募集要件

(1) 事業者要件

次の要件を全て満たすこと。

- ① 市内で事業を行っている方。ただし、本市内で生産された農畜産物等を原料に製造・加工等を行うもしくは市への誘客効果が認められる事業を行っているなど、本市を PR していると認められる場合は、市外の事業者も可能。
- ② 市税の滞納のない方。
- ③ 各種法令を遵守した生産・製造・加工またはサービス等の提供を行っている方。
- ④ 小牧市暴力団排除条例（平成 24 年小牧市条例第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でない方。

(2) お礼の品の要件

次の要件を全て満たすこと。

- ① 小牧市の魅力発信や寄附促進につながるものであること。
- ② 発注後、14 日以内に発送できるものであること。（※配送時期指定、期間限定品を除く。）
- ③ 品質及び数量において安定供給が見込めること。（※期間限定、数量限定品を除く。）
- ④ 飲食物の場合は、商品到着後 5 日以上賞味期限が保証されるものであること。（※着日指定が可能なものを除く。）
- ⑤ 食品衛生法など、関係法令等を遵守しているお礼の品であること。
- ⑥ 令和 5 年 6 月 27 日に総務省告示により通知された制度改正後の総務省の「地場産品基準」に適合していること。

＜地場産品基準＞ ※次のいずれかに該当すること。

1. 【市内生産】小牧市内において生産されたものであること。
2. 【原材料】小牧市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。（「主要な部分」とは 5 割を超える割合）
3. 【市内製造】小牧市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。（「主要な部分」とは 5

割を超える割合)

(熟成肉) 地場産品基準第3号ただし書に規定する、愛知県内において生産された食肉を原材料として、小牧市において熟成したもの。

(精米) 地場産品基準第3号ただし書に規定する、愛知県内において生産された玄米を原材料として、小牧市において精白したもの。

4. 【混在】返礼品等を提供する小牧市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。

5. 【グッズ】地方団体の広報の目的で生産された小牧市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から小牧市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

6. 【セット商品】前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に付随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。1～5に該当する商品と、その商品に付随する商品とを組み合わせたもの。

7. 【市内サービス】小牧市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が小牧市に相当程度関連性のあるものであること。

(7の2) 小牧市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

(8イ) 小牧市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において1～7号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。

(8ロ) 愛知県が愛知県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において1～7号のいずれかに該当するものを愛知県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。

(8ハ) 愛知県が愛知県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。

9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた1～8のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

99. 1～9のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。

※ただし、上記要件を満たしても市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

3 募集品目数及び部門 (※単品、詰合せどちらでも可)

(1) 募集品目

- ・ 申請できるお礼の品に上限数はありません。ただし、事前に市と協議のうえ申請いただきます。

※色またはサイズ及びデザインの種類等によるものはまとめて1品とします。ただし、単価契約額が異なる場合はそれぞれで1品と数えます。

- ・ 複数の事業者から同種同等品の申込みがあった場合は選考により制限する場合があります。

4 契約額（※商品代、梱包代、送料、消費税など含む。）

寄附金額は、契約額が寄附額に対し、3割程度になるように調整します。寄附額や契約額は個別に調整させていただきます。

※寄附金額は1,000円以上から1,000円単位で調整します。

※契約額は100円未満切り捨てとなります。

5 発注から支払いまでの流れ

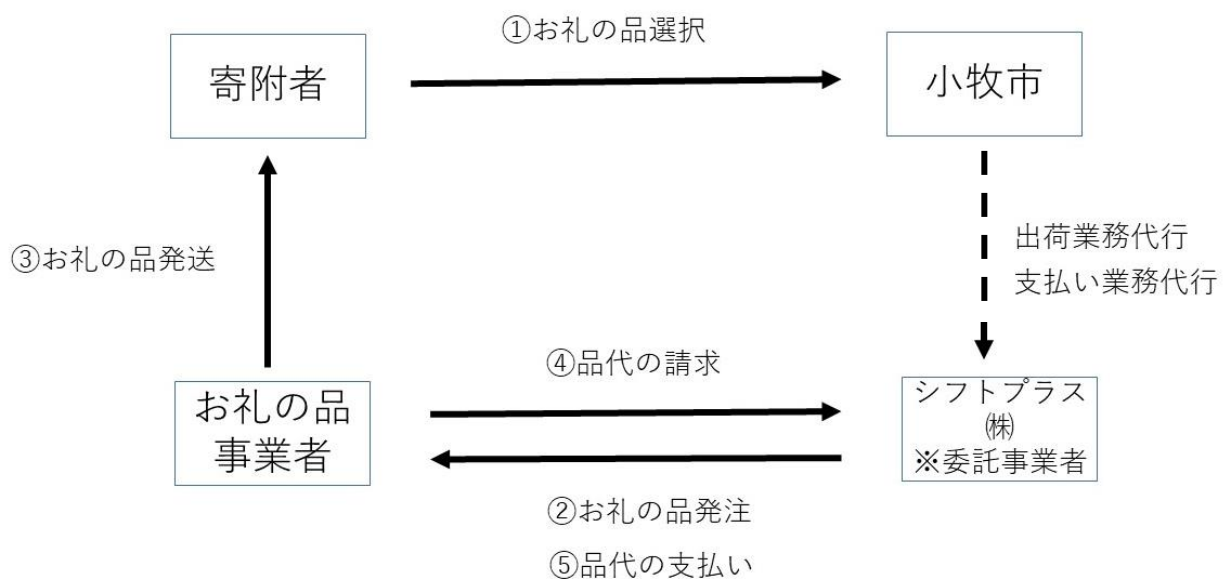
お礼の品の契約については、小牧市とお礼の品事業者様とで結びます。

ただし、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、ふるさと納税業務全般を下記事業者に委託しています。

●シフトプラス株式会社

本社：大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル8階

都城営業所：宮崎県都城市宮丸町3070-1



【発注について】

- ① 寄附者から小牧市へ寄附とお礼の品が選択されます。
- ② 委託事業者である、シフトプラス(株)からふるさと納税管理システムを通じて、週に1回発注します。
※システムへは後日付与するIDとパスワードを入力しログインして下さい。
※システムが使用不可の場合、メール、FAXもしくは郵送にて発注書を送ります。
- ③ 発注を受けてから、14日以内に発送をお願いします。(配送時期指定、期間限定品を除く。)

【支払いについて】

お礼の品代支払いはシフトプラス(株)が小牧市の代わりに代行し、事業者様へ支払います。

④前月初～前月末締め(出荷日ベース)のものを、当月 6 日までにシステム内で請求内容を確認し、承認いただきます。

※システムが使用不可の事業者様はメールや FAX 等にて内容を確認いただきます。

⑤請求月の 26 日頃、シフトプラス(株)より事業者様指定口座へお振込み。

6 事業者のメリット

①小牧市ホームページ、各種ふるさと納税ポータルサイト等に商品や事業者名を掲載することで自社の取組を全国に広く PR することができます。

②お礼の品発送時に商品パンフレット等を同封していただくことで、自社商品の PR ができます。

7 募集期間および提供期間(予定)

募集期間は随時とします。お礼の品に認定された商品の提供期間は認定を受けた年度末日までとし、お礼の品の更新については両者協議のうえ行うものとします。

8 申込方法等

別紙「こまき応援寄附金お礼の品認定申請書」に必要事項を記入し、添付書類とともに小牧市商工振興課へ提出してください。(郵送・メール可)

※写真データについてはメールにて提出してください。

＜提出書類＞

①こまき応援寄附金お礼の品認定申請書

②商品の概要が分かるパンフレットなど

③商品の写真データ(商品、梱包写真、調理写真、店舗写真、作業風景等)

※商品と、梱包写真は必須。JPEG、1 枚につき 2 MB 以下

④その他市長が必要と認める書類

※必要な場合別途連絡します。

写真はサイト上の全国数あるお礼の品から選んでいただくためにも重要です。調理した姿、盛付けた姿など、“シズル感”のある、商品をイメージしやすい鮮明な写真の提供をお願いします。

9 総務省による審査

申請書の内容を市が確認し、市から総務省に認定申請します。

申請から受付開始まで相当の時間がかかる場合があります。審査結果は「こまき応援寄附金お礼の品認定審査結果通知書」の発送をもって通知します。

ただし、小牧市議会において、本件に係る予算が可決されなかったときは、認定を取り消すものとします。

1 0 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、認定後においても取扱いを中止することがあります。

- ・ 申請内容に虚偽があったとき
- ・ 法令または本要項に定める要件を満たさなくなったとき
- ・ その他市に損害を及ぼす行為があったとき

1 1 個人情報の保護

お礼の品事業者は、個人情報の取り扱いについて、小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守してください。（市から提供した寄附者の個人情報はお礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。）

1 2 その他

- ・ 事業者はお礼の品の変更・辞退をする場合や、お礼の品に関して発送の遅延、販売休止及び中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとします。
- ・ 事業者はお礼の品の品質等に対して寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。その際品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- ・ お礼の品を送付したが、寄附者の不在等により再送付する必要が生じた際の送料やお礼の品代は事業者の負担とします。
- ・ 地方税法の改正等により、本制度が変更または廃止となった場合は、本要項の修正または中止となる場合があります。

《申込・問合せ先》

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係

TEL : 0568-39-5757

Mail : credit_komakiouen@city.komaki.lg.jp